

豊岡市地域医療計画策定委員会運営要綱

令和 7 年 5 月 16 日 豊岡市告示第 206 号

(目的)

第 1 条 豊岡市地域医療計画（以下「計画」という。）の策定について協議するため、豊岡市地域医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 豊岡市の地域医療の現状や課題に関すること。
- (2) 医療サービスの将来推計に関すること。
- (3) 医療提供体制の構築に関すること。
- (4) 計画の基本的方向性に関すること。
- (5) その他計画の策定に関し、市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する 9 人以内の者をもって構成する。

- (1) 豊岡市医師会、豊岡市歯科医師会又は但馬薬剤師会の代表者等
- (2) 医療関係者又は福祉関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する協議が終了する日までとする。

(委員長等の職務)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその職務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、その協議を遂行するに当たっては、豊岡市地域医療政策アドバイザー設置要綱（令和 7 年豊岡市告示第 108 号）に規定する豊岡市地域医療政策アドバイザーから、助言その他の協力を受けることができる。
- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員及び前項に規定する者以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは

資料の提供を求めることができる。

(報償費)

第7条 市長は、委員会に出席した委員に対し、予算の範囲内で報償費を支給するものとする。

2 前項の報償費の支給に関しては、豊岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊岡市条例第46号）に準ずるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(情報の公開)

第9条 委員会の委員名簿、会議の資料及び議事録等については、ホームページへの掲載その他適切な方法により公開することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

【策定委員】

(敬称略・順不同)

No.	区分	所属団体・機関	役職・氏名	備考
1	豊岡市医師会、豊岡市 歯科医師会又は但馬薬 剤師会の代表者等	一般社団法人豊岡市医師会	会長 賀嶋 直隆	
2		豊岡市歯科医師会	会長 武田 政博	
3		一般社団法人但馬薬剤師会	豊岡部会会長 山崎 みち	
4	医療関係者 又は福祉関係者	豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会	会長 安田 和人	
5		公立豊岡病院組合	理事 前田 和人	
6		公立豊岡病院組合立豊岡病院 訪問看護ステーションひだか	管理者 津禰鹿 篤子	
7		兵庫県立但馬長寿の郷	地域ケア課長 小森 昌彦	
8	関係行政機関の職員	但馬県民局 豊岡健康福祉事務所	所長 田所 昌也	
9		豊岡市	副市長 土生田 哉	

【豊岡市地域医療政策アドバイザー】

(敬称略・順不同)

No.	区分	所属団体・機関	役職・氏名	備考
1	アドバイザー	一般社団法人豊岡市医師会	認知症・在宅医療介護連携・ ICT化担当理事 千葉 義幸	

報 告 事 項

1 基本方針

(1) 計画策定の背景と趣旨

ア 人口構造の急速な変化

(ア) 豊岡市では、人口減少・高齢化が進行しており、将来的な地域医療提供体制への影響が懸念される。

イ 地域医療を取り巻く課題の多様化

(ア) 医療人材の高齢化

(イ) 在宅医療や ICT 診療等、医療ニーズの変化・増加

→こうした現状を踏まえ、地域医療提供体制のあり方を見直す局面にある。

(2) 計画の目的

ア 豊岡市における医療等の現状分析、市民ニーズ及び医療機関等の現状踏まえ、5年後、10年後に必要となる医療等のサービス量を見込み、医療体制を維持又は確保できるよう課題を抽出し、今後取り組むべき方向性及び方策を整理する。

(3) 計画期間

ア アンケート結果の状況等、策定委員会での議論を踏まえて、適切な期間を設定する予定。

(4) 上位計画と先行事例から見る 本市計画の性格

ア 別添資料 4 のとおり

(5) 計画の進め方

ア 別添資料 5 のとおり

【参考】都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）

医療提供体制の確保に関する基本方針（国）

（医療法第30条の3、平成19年厚生労働省告示第70号）

- 医療法に規定する総合確保方針に即して、医療提供体制の確保を図るための基本方針を定め、都道府県において、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、医療計画を定める。



兵庫県保健医療計画（第8次）（医療法第30条の4）

1.基本方針

- ①良質で効率的な医療提供体制の確立（機能分化と連携強化）
- ②医療・介護人材の総合的確保と質の向上
- ③医療と介護の一体化・連携

2.二次保健医療圏（8圏域体制）の設定、基準病床数の算定

3.5疾病・6事業及び在宅医療に関する事項の設定

4.医師確保・外来医療確保に係る計画の設定

5.計画期間：令和6年4月～令和12年3月まで

【参考】第8次兵庫県保健医療計画 但馬圏域計画

但馬圏域計画の概要

- ・対象地域：3市2町。県土の4分の1を占める広域で、過疎化と高齢化が進行。
- ・高齢化率（R2国勢調査）：36.5%（全国平均28.0%）
- ・いわゆるへき地で、都市部に比べ医療資源が潤沢ではなく、医師の診療科等の偏在による勤務医師の不足の課題あり。

主な重点的取組み

項目	現状・課題	推進方策
へき地医療	<ul style="list-style-type: none"> ・無医地区及び準無医地区が存在。 ・遠隔診療等が地理的・制度的に適合しやすい地域と考えられているが、実施機関は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療などの医療提供体制の確保 ・遠隔診療（特にD to P with N）の実施促進
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅死等割合は全国平均以上 ・訪問診療患者数は増加予定 ・在宅支援診療所数は全国平均より多いが、医師の平均年齢が高い ・歯科による訪問診療、病院等での口腔ケアは一部で実施。 ・訪問看護ステーションの供給量は現時点では十分 ・訪問リハの供給は少ない。 ・ICTの活用等、在宅医療の円滑なシステム化は不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療介護連携支援センター等の設置 ・後方支援機能の強化 ・単独型の在宅療養支援診療所の増加 ・口腔ケアの促進
医師確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で相対的に医師が不足、引き続き「医師確保対策重点推進圏域」として位置づけ ・医師の平均年齢が高い ・奨学金貸与医師や県養成医などの定着率は高くない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院間を超えた医師・看護師確保対策

【参考】他の地方公共団体（岐阜県中津川市）との比較

	豊岡市	中津川市【岐阜県・東濃圏域】
人口（R2国勢調査）	約7.7万人	約7.7万人
高齢化率	34.2%	32.6%
面積	697.55km ²	676.45km ²
医療施設数 （JMAP）	病院：2（病床数：583） 一般診療所：55 歯科診療所：27 薬局：45	病院：2（病床数：316） 一般診療所：39 歯科診療所：32 薬局：35
大都市へのアクセス （車）	神戸市／姫路市 約130分／約90分	岐阜市／多治見市／名古屋市 約80分／約40分　／約60分

中津川市の計画構成

1. 計画概要・基本方針

2. 計画期間：7年（R5～R11）

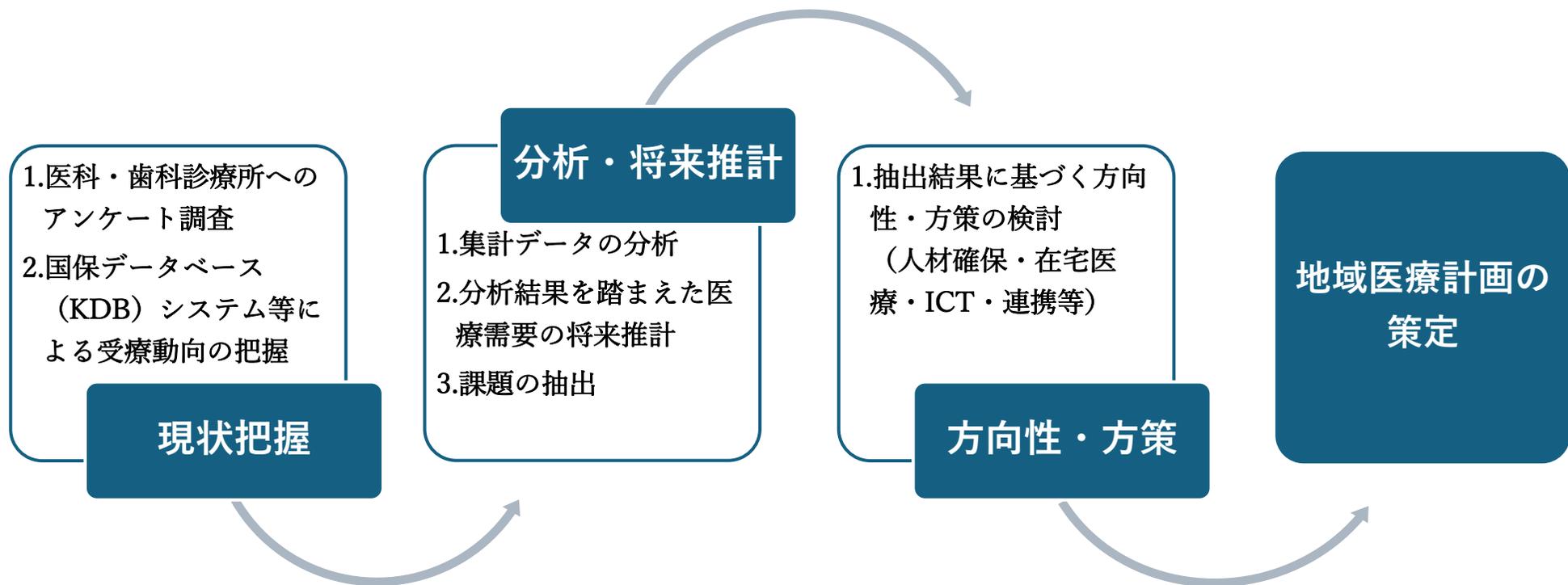
3. 市の現況

人口動態、受療状況、高齢者・障害者等の状況、医療提供体制状況等医療圏の実情

4. 今後の方向性

医療提供体制整備・医療連携・在宅医療

基本方針	重点項目	方向性の要点		
		行政	医療機関	市民
安全・安心な地域医療体制の整備	1. 医療提供体制	医療提供体制の現状を周知し、受診行動の適正化を促す。学生・医学生向けに医師確保対策展開。	患者への医療情報提供を通じ、受診行動の適正化に貢献。公立病院等において、学生・医学生向けに医師確保対策展開。	医療資源の現状を理解し、適正な受診行動を取る。
	2. 予防医療	健康づくりや健診受診の促進に向け、保健指導や受診機会の拡大を推進。	行政と連携し、保健指導や疾病予防に関する患者個々の情報共有。	健診や予防に積極的に参加し、健康管理に取り組む。
	3. 救急医療	医療機関の適切な利用や救急車の適正利用、救命知識について広報・啓発。	休日在宅当番医制・輪番制等の維持のため、関係機関との連携維持。	救急車の適正利用や応急手当の知識習得に努める。
	4. 周産期・小児医療	妊婦健診費用助成を継続。市民病院と民間との役割分担で医療体制を維持。かかりつけ医や#8000の普及啓発。	分娩・小児医療体制の役割分担を図り、妊産婦・子どもへの継続的支援を行う。	知識習得と健康管理に努め、適正な受診行動を取る。
医療機関の役割と連携	5. かかりつけ医等	かかりつけ医等の普及啓発。関係機関と連携を図る。	関係機関と連携し、かかりつけ医等や重複投薬防止に向けた情報発信の協力。	かかりつけ医等への理解を深め、適切な受診先を選ぶ意識を持つ。
在宅医療体制の推進	6. 在宅医療	在宅医療ニーズの現状把握、福祉部門との連携推進。相談窓口の充実。「人生会議」等の理解促進。	看取りや専門的在宅医療の提供。行政との情報共有や対応体制の協議。	在宅医療について知識を習得し、「人生会議」の理解を深める。終末期医療に関し、家族間の意識共有。

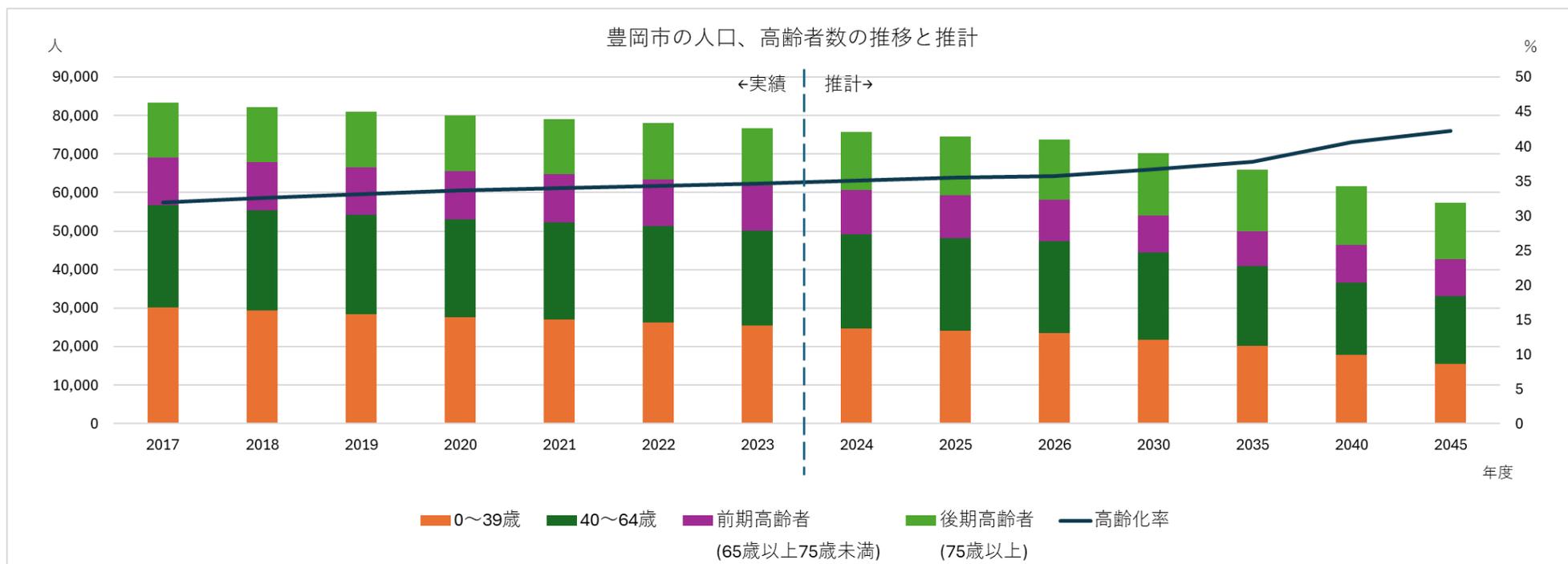


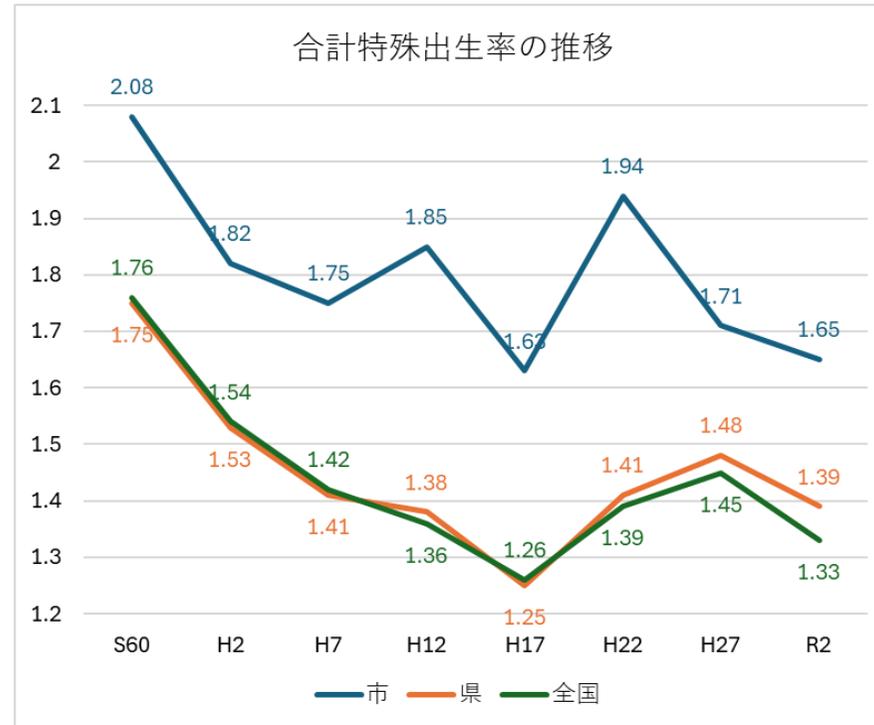
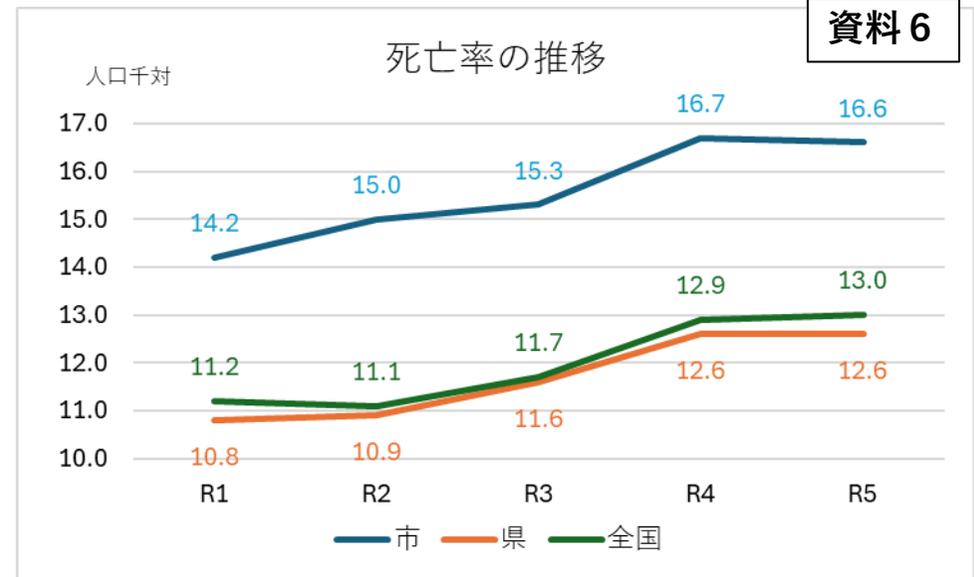
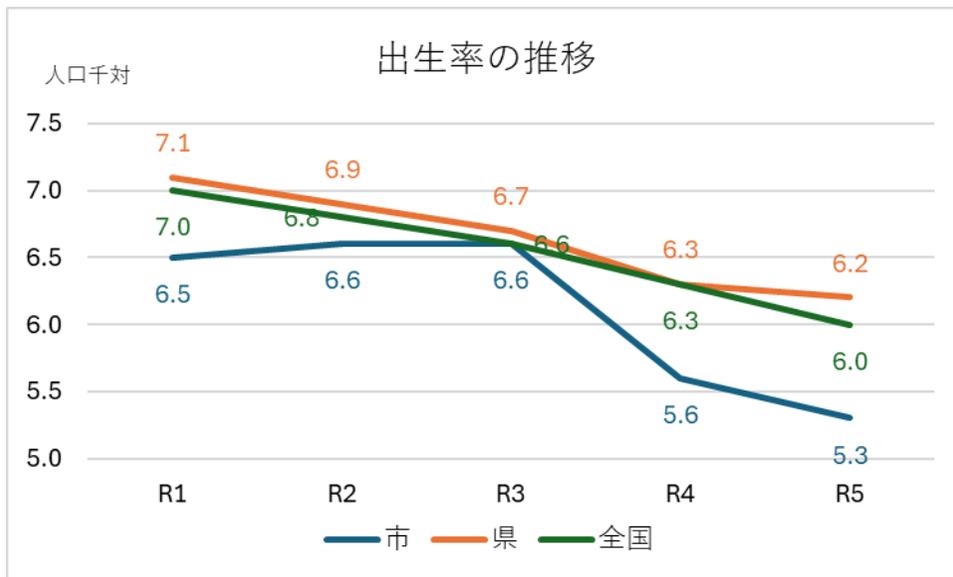
豊岡市の人口、高齢者数の推移と推計

←実績 推計→

	単位	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2030	2035	2040	2045
総人口	人	83,355	82,188	81,059	80,010	79,126	78,020	76,788	75,691	74,543	73,671	70,184	65,898	61,691	57,336
0～39歳	人	30,143	29,311	28,434	27,568	26,939	26,267	25,458	24,756	24,022	23,565	21,728	20,172	17,915	15,574
40～64歳	人	26,596	26,151	25,807	25,550	25,304	24,997	24,705	24,373	24,054	23,783	22,694	20,824	18,758	17,547
65歳以上	人	26,616	26,726	26,818	26,892	26,883	26,756	26,625	26,562	26,467	26,323	25,762	24,902	25,018	24,215
前期高齢者 (65歳以上75歳未満)	人	12,385	12,352	12,234	12,344	12,544	12,225	11,716	11,507	11,181	10,845	9,504	8,911	9,625	9,586
後期高齢者 (75歳以上)	人	14,231	14,374	14,584	14,548	14,339	14,531	14,909	15,055	15,286	15,478	16,258	15,991	15,393	14,629
高齢化率	%	31.9	32.5	33.1	33.6	34.0	34.3	34.7	35.1	35.5	35.7	36.7	37.8	40.6	42.2

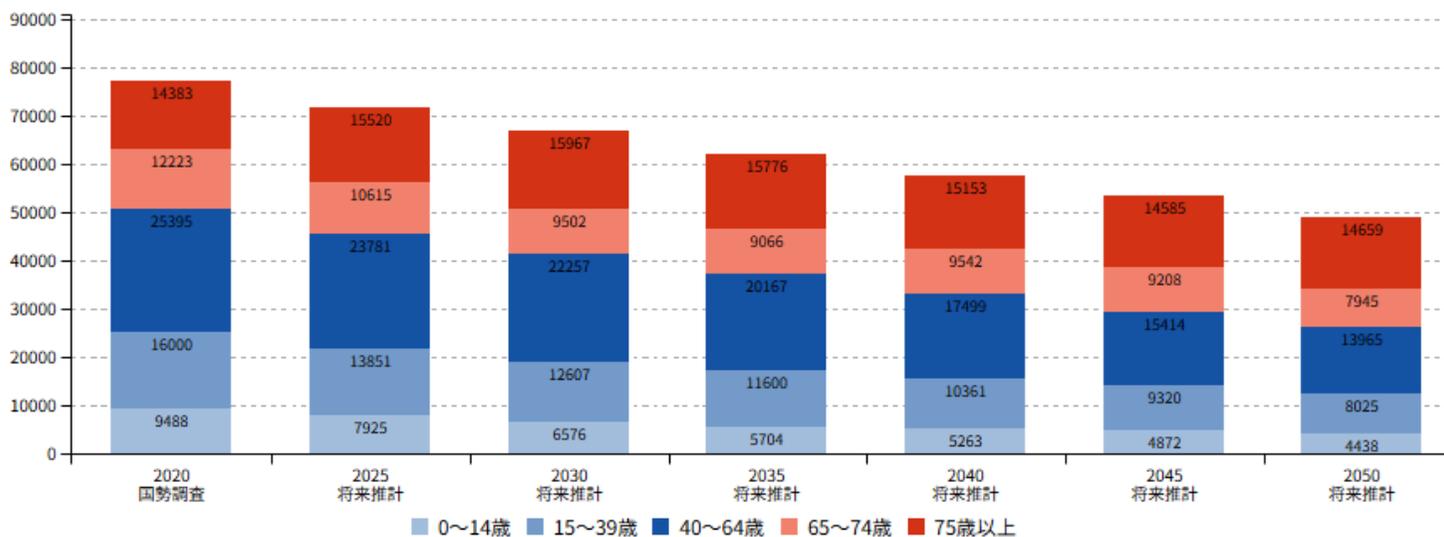
豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（2024年3月）の資料をもとに作成



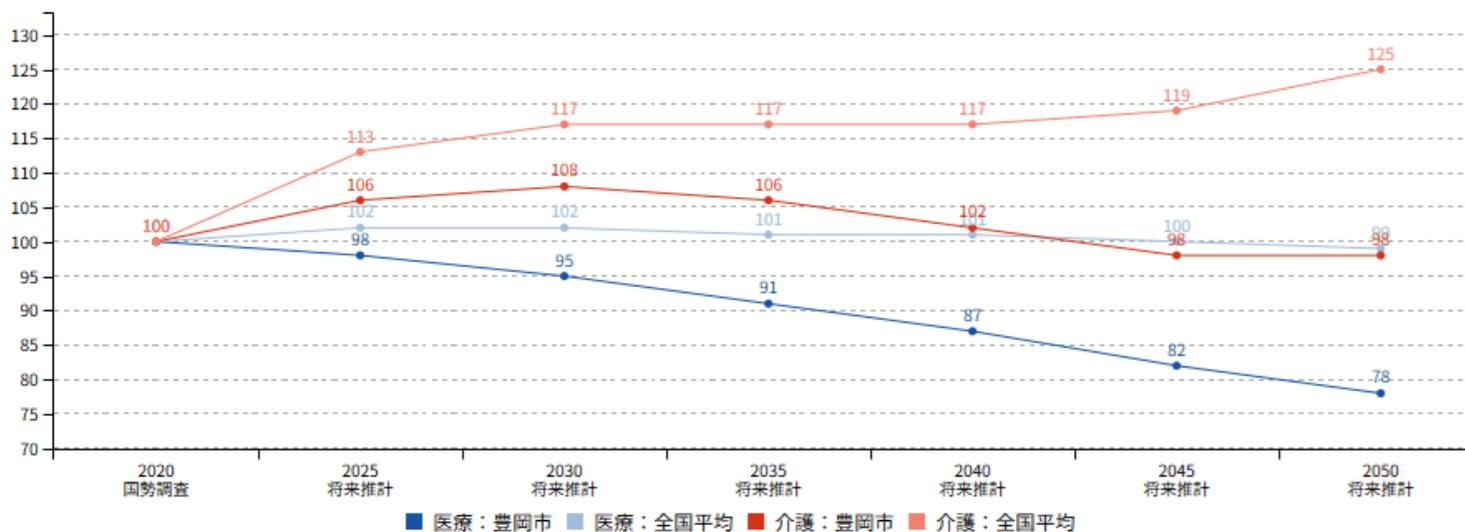


資料：「人口動態調査」、「兵庫県 人口動態調査（確定数）の概況」、「兵庫県 市区町別合計特殊出生率」、「豊岡市統計書」

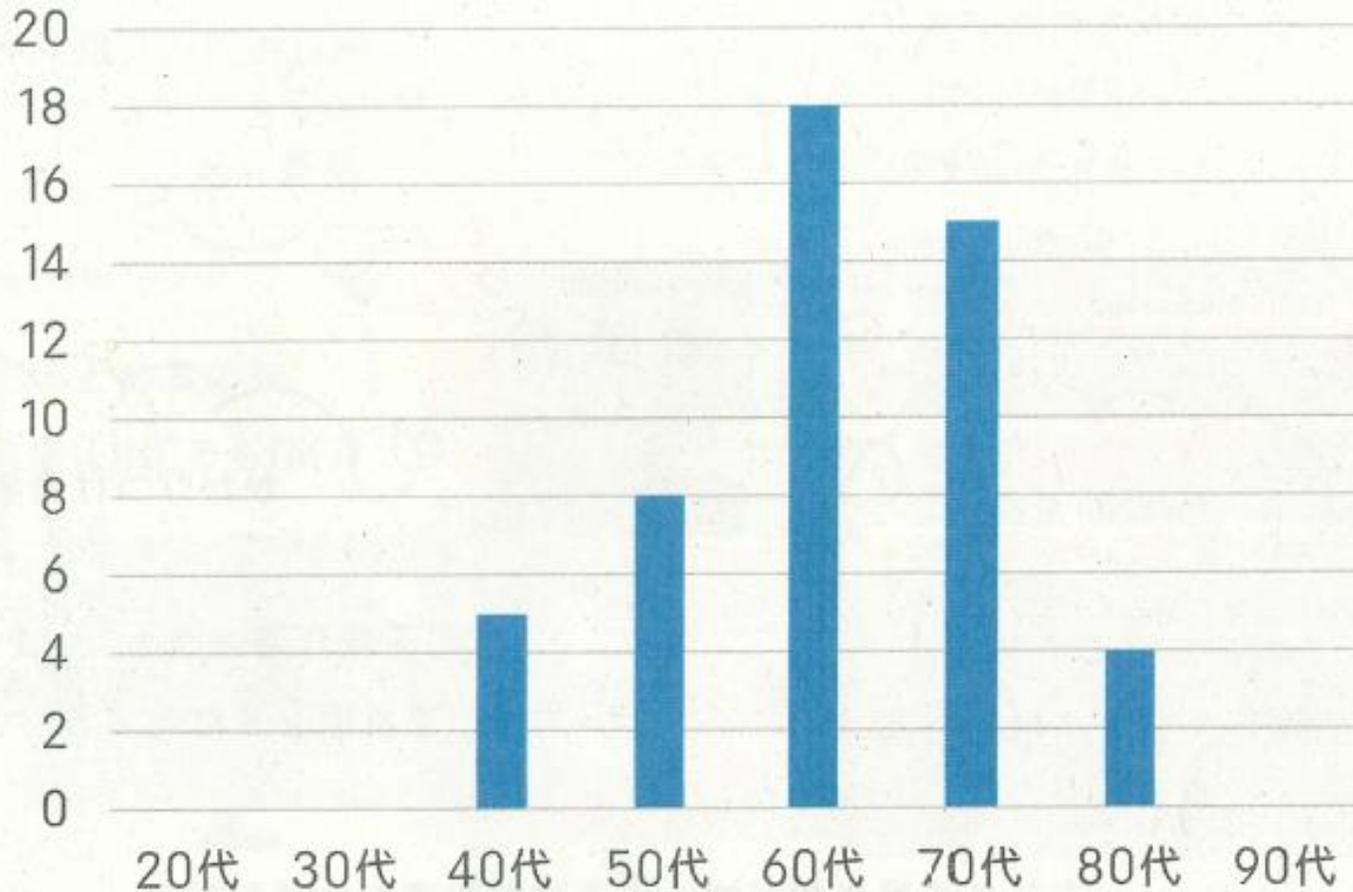
※ 将来推計人口（人）



※ 医療介護需要予測指数（2020年実績=100）



豊岡市における内科を標榜するクリニックの年齢階級別医師数

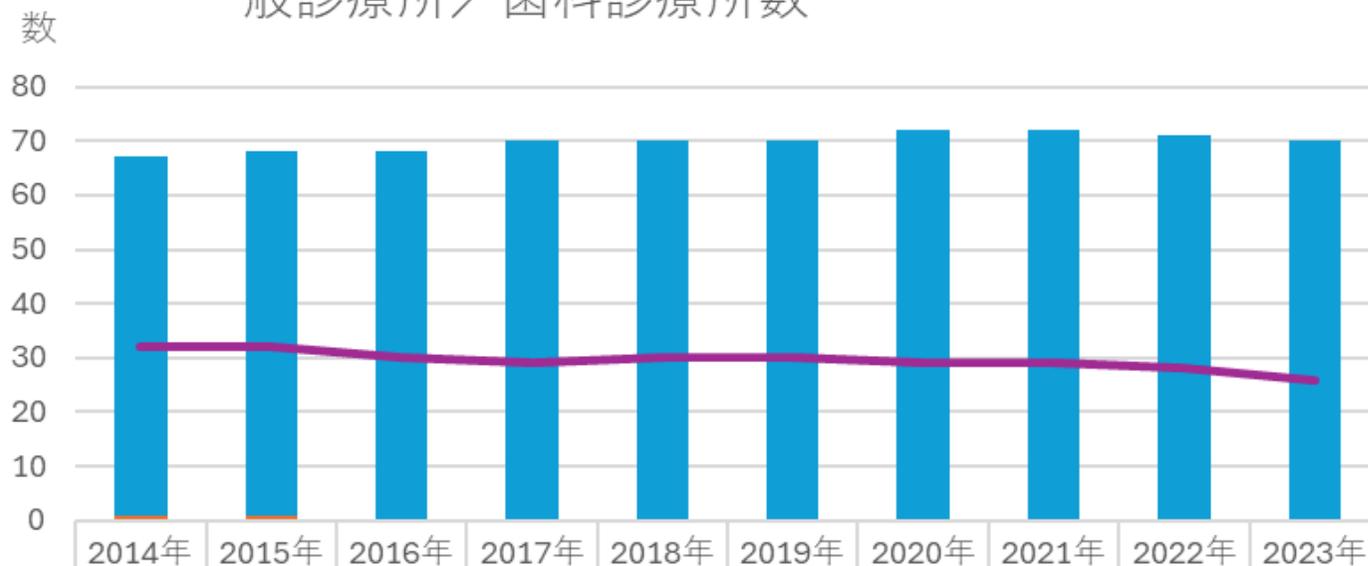


高齢化

保健所内資料に加え、ホームページ等を参照しつつ作成⁶⁵

資料：兵庫県「第1回但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」

一般診療所／歯科診療所数



	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
一般診療所数（無床）	66	67	68	70	70	70	72	72	71	70
一般診療所数（有床）	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
歯科診療所数総数	32	32	30	29	30	30	29	29	28	26

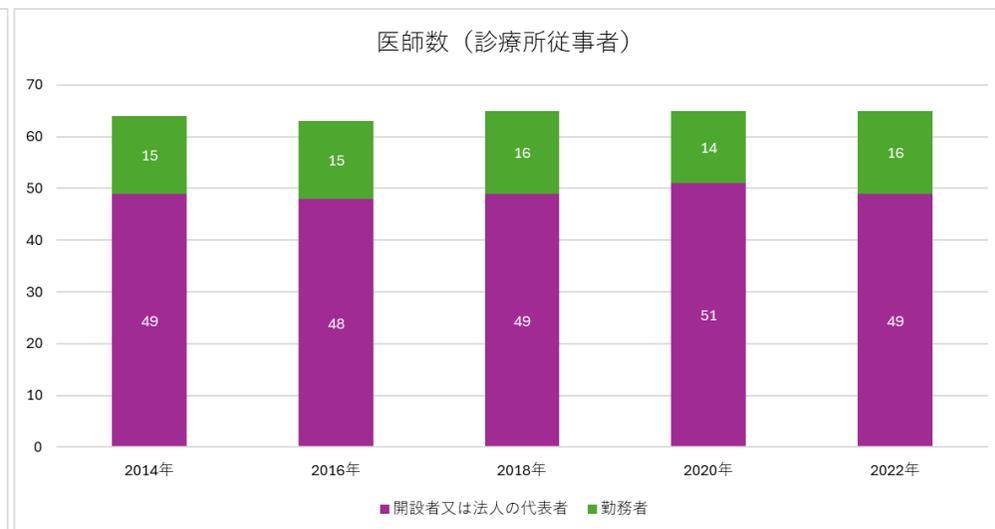
■ 一般診療所数（有床）
 ■ 一般診療所数（無床）
 — 歯科診療所数総数

資料：医療施設調査

(1) 医師

年次	総数	医療施設の従事者					医療施設以外の従事者				その他の者
		病院の の従事者	診療所の従事者		介護老人保健施設 の従事者	行政機関等 の従事者	その他 の従事者				
			開設者（代表者）	勤務者							
2014年	191	182	118	64	49	15	7	3	3	1	2
2016年	213	204	141	63	48	15	7	3	3	1	2
2018年	216	207	142	65	49	16	7	2	4	1	2
2020年	218	212	147	65	51	14	5	2	2	1	1
2022年	227	220	155	65	49	16	6	2	3	1	1

資料：医師・歯科医師・薬剤師統計

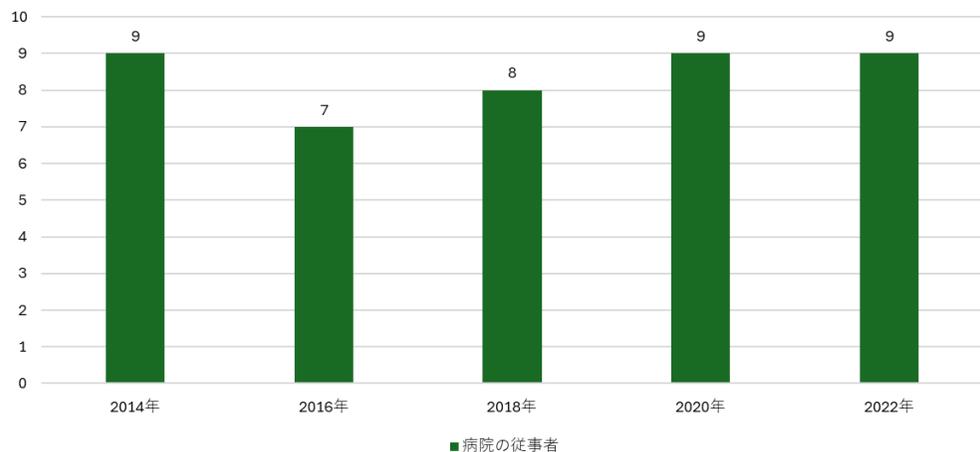


(2) 歯科医師

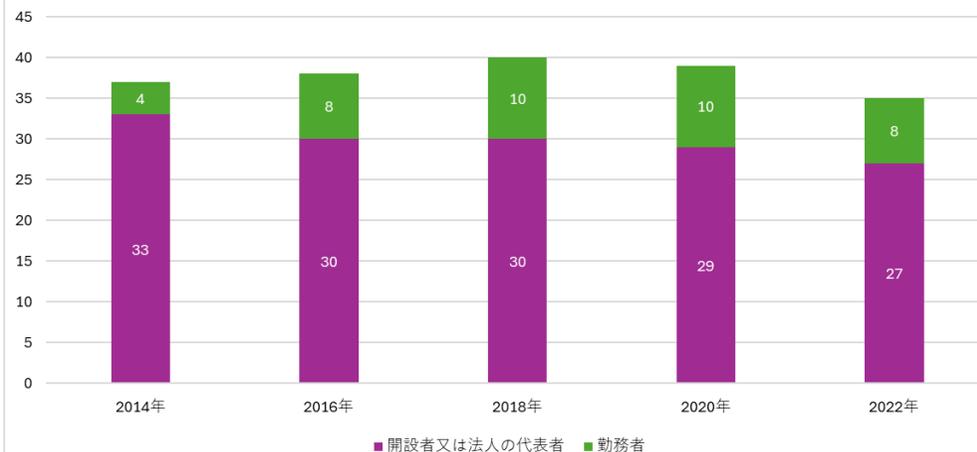
年次	総数	医療施設の従事者						その他の者
		病院の従事者	診療所の従事者					
			開設者（代表者）	勤務者				
2014年	46	46	9	37	33	4	-	
2016年	45	45	7	38	30	8	-	
2018年	48	48	8	40	30	10	-	
2020年	48	48	9	39	29	10	-	
2022年	45	44	9	35	27	8	1	

資料：医師・歯科医師・薬剤師統計

歯科医師数（病院従事者）



歯科医師数（診療所従事者）

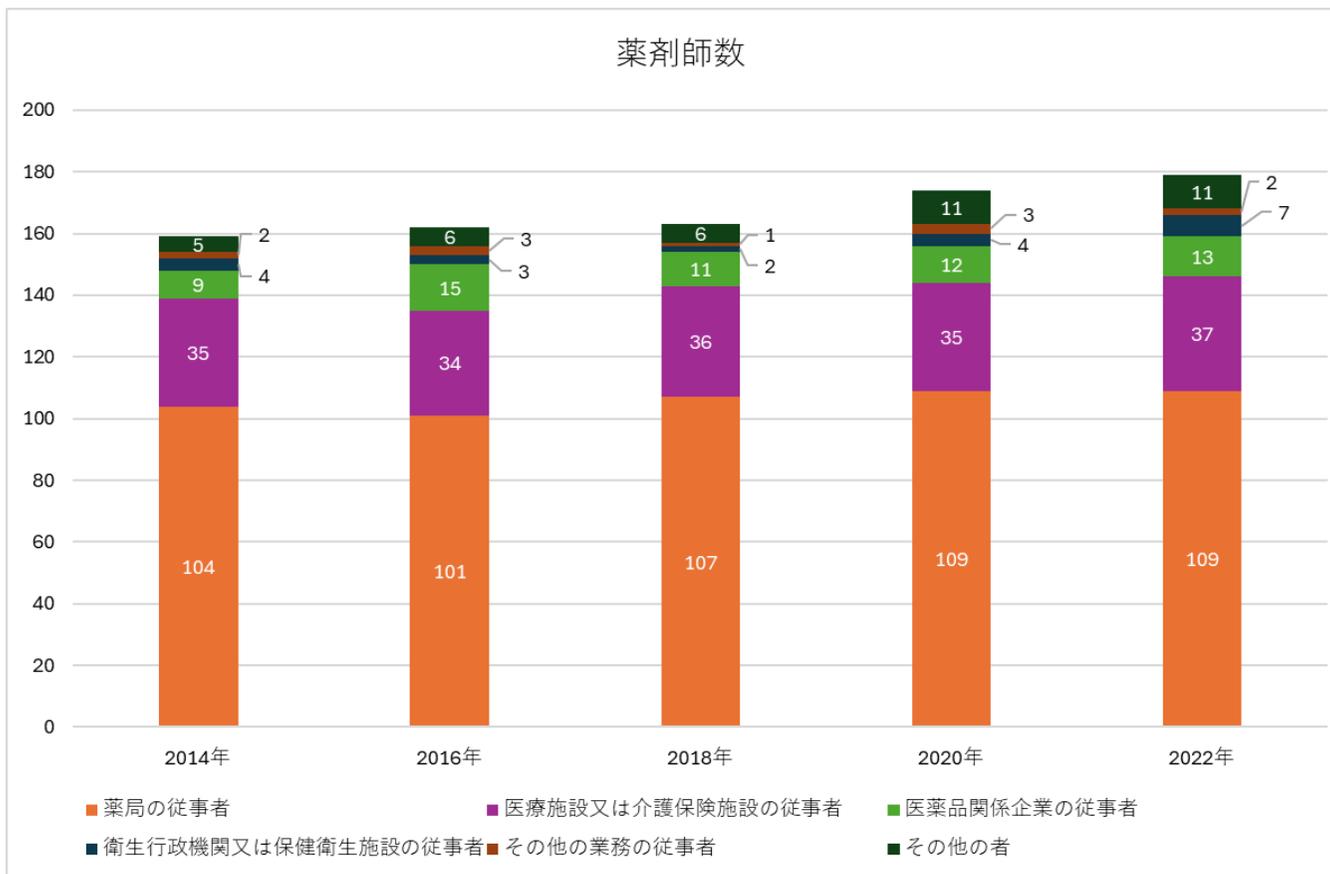


(3) 薬剤師

資料 6

年次	総数	薬局の従事者			医療施設又は 介護施設の従事者	医薬品関係企業 の従事者	衛生行政機関等 の従事者	その他の業務 の従事者	その他の者
		開設者（代表者）	勤務者						
2014年	159	104	20	84	35	9	4	2	5
2016年	162	101	17	84	34	15	3	3	6
2018年	163	107	19	88	36	11	2	1	6
2020年	174	109	18	91	35	12	4	3	11
2022年	179	109	18	91	37	13	7	2	11

資料：医師・歯科医師・薬剤師統計



医療機関向けアンケート（案）

調査の目的

- 本調査は、豊岡市の地域医療体制の現状と課題を把握することを目的とし、特に医師・歯科医師の確保及び診療体制、在宅医療の状況、ICT活用の意向などを明らかにするものである。
- 得られたデータは、「豊岡市地域医療計画」の策定に向けた現状分析の基礎資料として活用するほか、今後の方向性と方策の検討材料とするものである。

調査概要

1.調査対象

- 市内の医科診療所 51所（市立4を含む）
- 市内の歯科医院 25所（市立1を含む）

2.調査期間

- 令和7年7月中下旬（2週間程度を予定）

3.調査方法

- 郵送による配布・回収
- ※ 回答内容に関する不明点等はヒアリング

I 基本事項（設問数 4 程度）

1. 個人・法人の別

- 個人開業医／医療法人／その他

2. 所在地域

- 旧豊岡／城崎／竹野／日高／出石／但東

3. 診療科目（複数選択可）

- 内科／外科／小児科／歯科 etc.

4. 診療日・診療時間の状況（複数選択可）

- 曜日：月／火／水／木／金／土／日
- 時間：1日／午前のみ／午後のみ（曜日ごと）

II 現状の体制（設問数 3 程度）

1. 医師・歯科医師の人数
 - ・ 数値選択
2. 従業員構成（看護師・准看護師・診療放射線技師・歯科衛生士・理学療法士・その他の医療従事者）とその人数
 - ・ 資格別に、常勤／非常勤、数値選択
3. 外来診療体制の稼働感・負担感
 - ・ 逼迫／概ね適正／余裕がある／その他（ ）

III 医療提供体制の持続可能性（設問数 5～9 程度）（その 1）

1. 医師・歯科医師（代表者）の年齢
 - ・ 50歳未満／50歳代／60歳代／70歳代／80歳以上
2. 今後の意向
 - ・ 当面診療継続／承継したい／閉院予定・検討／未定／その他（ ）
3. 上記方針の課題や不安（複数選択可）
 - ・ 後継者不在・確保困難／医師の高齢化・健康問題／医療機器・施設の老朽化／地域ニーズの減少／特になし／その他（ ）
4. 後継者候補の状況（「承継したい」回答者のみ）
 - ・ 後継者決定・準備中／後継者候補あり（了承済／了承未）／後継者候補なし（探している／探す予定）／未定

III 医療提供体制の持続可能性（設問数 5～9 程度）（その 2）

5. 時期的見通し

I. 「当面診療継続」

- 3 年未満／3 年以上 5 年未満／5 年以上 10 年未満／10 年以上先／時期未定

II. 「承継」「閉院」

- 3 年未満／3 年以上 5 年未満／5 年以上 10 年未満／10 年以上先／時期未定

6. 医療従事者等の確保状況・課題

- 医師・歯科医師不足／看護師・歯科衛生士等の専門職不足／医療事務・受付等不足／応募なし／定着しない／課題なし／その他（ ）

7. 医療人材確保に向けた支援策

- 採用情報の広報支援／人材マッチング支援／医療人材の奨学金支援制度拡充／研修（ICT活用・多職種連携等）／特になし／その他（ ）

8. 5 年後を見据えて果たしていく診療機能（複数選択可）

- 外来診療推進／夜間・休日診療推進／小児医療推進／産科医療推進／認知症対応推進／在宅医療推進／摂食・嚥下等口腔ケア推進／介護施設対応／ICT導入・推進／承継予定／閉院予定／特になし／その他（ ）

9. 地域医療の現状・将来に向けた課題や懸念（自由記述欄）

- 例：医師・歯科医師の高齢化・後継者不足が深刻、在宅（歯科）医療を担う体制が地域で不足（ ）

IV 在宅医療について（設問数 5 程度）

1. 往診又は訪問（歯科）診療の実施状況

- 実施／未実施

2. 1 日平均在宅医療患者数

I. 往診又は訪問（歯科）診療の週当たり平均訪問日数

数値選択（例：週 1～2 日）

II. 診療体制の稼働感・負担感

逼迫／概ね適正／余裕がある／その他（ ）

3. 【実施の場合】在宅医療の負担・課題感（複数選択可）

- 夜間・休日等の緊急対応／看取り対応（医師）／摂食・嚥下等の専門対応（歯科医師）／分担が困難（ひとり診療体制等）／多職種連携困難／移動負担大／診療報酬制度の課題（採算性・複雑さ）／その他（ ）

4. 【未実施の場合】現時点で未実施である背景・状況（複数選択可）

- 現在検討中／夜間・休日・看取り等の体制確保困難／医師・歯科医師が不足／訪問要員の不足／訪問先が遠方又は分散により対応困難／診療報酬制度の課題（採算性・複雑さ）／経験・ノウハウ不足／その他（ ）

5. 在宅医療の推進に必要な支援（複数選択可）

- 緊急時の連携体制整備／多職種連携支援／ICT環境の構築支援／研修等人材育成支援／特になし／その他（ ）

V オンライン診療体制（設問数 5 程度）

- 1.現時点のオンライン診療（医師・歯科医師がPC・タブレット等を通じて、患者本人にリアルタイムで診療を行う（D to P）形態）を指し、電話診療を含まない。）の実施状況
 - ・実施／未実施／歯科であり制度上困難
- 2.【実施の場合】オンライン診療を導入した背景（複数選択可）
 - ・通院困難者への対応／慢性疾患患者への定期処方等における利便性／感染症流行期の受診控え対応／医師・歯科医師又は患者の移動負担軽減／患者の心理的負担軽減／その他（ ）
- 3.【未実施の場合】現時点で未実施である背景・状況（複数選択可）
 - ・現在検討中／ニーズなし・対象者が限定的／通信環境・設備なし／診療報酬制度の課題（採算性・複雑さ）／医療の質への不安／セキュリティ面／ノウハウがない／その他（ ）
- 4.地域としてのオンライン診療の必要性に関するご意見（自由記述欄）
※導入予定がない場合でも、地域としての必要性・課題感等を記載
 - ・例：高齢者世帯にとって必要、外来医療の補完手段として一定の役割
（ ）
- 5.オンライン診療の推進に必要な支援（複数選択可）
 - ・導入事例の共有／研修会・説明会／患者向けの周知・広報／地域拠点の整備・活用／特になし／その他（ ）

Ⅵ その他の状況（設問数 1 程度）

1.豊岡病院に期待する医療機能（複数選択可）

- 急性期機能／救急医療／周産期医療／回復期機能／小児医療／慢性期機能／情報発信の強化／在宅医療／その他（ ）

2.地域の医療・介護機関との連携状況（複数選択可）

- 病院／医科診療所／歯科診療所／薬局／地域包括支援センター／居宅介護支援事業所／訪問看護事業所／介護施設（特養・老健等）／その他介護事業所／その他（ ）／特に連携していない

Ⅶ 自由記述欄

- ### 1.その他、地域医療の現状・将来へのご意見、行政へのご提案など（ ）

豊岡市地域医療計画策定委員会会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、豊岡市地域医療計画策定委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は10人以内とする。ただし、会場の収容能力によりこの限りでない。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入し、提出しなければならない。

2 傍聴の受付は、傍聴人受付簿の提出順に行うものとし、定員を超えた場合にあっては、提出順により傍聴人を決定する。

3 傍聴人の受付は、会議開始30分前から会場前にて行う。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可がある場合はこの限りでない。

- (1) 銃器その他の危険物を携帯している者
- (2) 示威的な物品（ビラ、旗、のぼり及びプラカード等）を携帯している者
- (3) 楽器等を携帯している者
- (4) 酒気を帯びている者又はそのおそれがある者
- (5) 前各号に準ずる妨害・迷惑行為のおそれがある者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可がある場合はこの限りでない。

- (1) 拍手その他の方法により、会議に対する賛否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨げとなる行為をしないこと
- (3) 示威的行為をしないこと
- (4) 携帯電話などの通信機器の電源を切ること
- (5) 喫煙をしないこと
- (6) みだりに席を離れないこと
- (7) 他人に迷惑となる行為をしないこと
- (8) 写真撮影・録音等を行わないこと
- (9) その他、会議の妨げとなる行為をしないこと

（委員長の指示）

第6条 傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 7 条 会議を公開しない決定がなされたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴人がこの要領に違反し、委員長の指示にも従わないときは、委員長は当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 月 日から施行する。

(失効)

2 この要領は、委員会が豊岡市地域医療計画策定委員会運営要綱（令和 7 年豊岡市告示第 206 号）第 2 条に規定する協議事項を終了した日限り、その効力を失う。

別記様式（第 3 条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日開催（会議名： ）

受付番号	氏 名	住 所	傍聴者番号

※ご記入いただいた個人情報は、傍聴人の把握以外の目的には活用しません。